

刑事部門捜査員派遣要綱の制定について

令和6年3月15日
例規(刑)第11号

この要綱は、重要事件等の発生を認知した場合において、当該事件の発生地及び重要な関連場所を管轄する署に派遣する刑事部門捜査員の運用について、必要な事項を定めたものである。